

# ハートがたくさんの村づくり

差別のない、人への思いやりを大切に、明るい南阿蘇村をつくりましょう。

## 人権とはなんですか？

人権とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持っている権利」であって、だれにとっても大切なもの、日常の思いやりの心によって守られなければならないものです。今回は、「部落の歴史」についてお伝えします。

### ■部落はどのようにして生まれたのでしょうか？

私たちは歴史の授業で「土農工商」の身分制度を学びました。しかし、少し意味合いが違うようです。同和問題の解決を図るためには、部落の歴史を学ぶことによって、部落に対する正しい理解を深め、確かな歴史認識を培う必要があります。

### ■部落の起源

木の実や動物・魚介類等を採用して暮らしていた原始時代は、身分というものはなかったのではありません。ところが、約2200年程前、稲の栽培技術が伝わり、採取から生産の時代となり、米の配分や土地の所有をめぐる争いが起るようになり、支配する者と、される者の関係が生まれました。

7世紀の中ごろ、「大化の改新」が行われ、その後、律令国家が形成され、身分が良民と賤民に分けられました。良民が賤民を支配するようになり、10世紀ごろになると荘園制度が発達し、天皇や貴族などを護衛する武士（侍）という新しい身分が台頭しました。

その他、鎌倉・室町時代になると天災や飢饉、戦乱などの理由で生活に困り、河原に住むようになった者の中から、彫刻・細工、寺社の清掃、死牛馬の処理や、皮革の製造、刑の執行、死者の埋葬など不浄なものを解

消する「清め」の仕事をする者（長吏）が現れました。これらの人々の中には、銀閣寺の庭園を造ったり、仏像彫刻で才能を発揮するなど、日本の優れた文化の創造に尽力した人たちが多くいます。

このように、高度な技術をもった特殊な存在として畏敬の念をもたれる一方、人や動物の死に深く携わる穢れた存在として賤視・不浄視されていました。こうした「ケガレ」意識に基づく差別意識が近世以降の部落差別の起源となったと考えられます。

### ■身分制度の仕組み

安土桃山・江戸時代になると中世においては人々の存在する社会的・世俗的差別が、幕藩体制の下で政治的・制度的に固定化されることとなります。

江戸幕府は民衆を統治するという政治的な意図の下、武士や百姓、町人という世襲的な身分制度（土農工商）をつくりました。また、これらと別に「穢多」「非人」という身分をあてえしました。経済的・文化的な交流は持っていました。日常生活では交流することは禁止されました。

### ■差別はなおも続いた

1871（明治4）年に、太政官布告、いわゆる「解放令」が出され、それまで長く続いた

身分制度は法的には廃止されました。しかし、それは単に「穢多」「非人」などの呼称を廃止し、身分と職業が平民と同じように扱われることを宣言したにとどまるものでした。その後も部落の人々は特権（死牛馬の処理など）も奪われ、皮革加工の収入も途絶え、安定した職業・収入を保障する具体的な施策は何ひとつなく厳しい差別と貧困は変わりませんでした。また、1872（明治5）年が国で最初の近代的な戸籍といわれる「壬申戸籍」が作られました。戸主の肩書に差別的な記述がされているものもあり差別を残すこととなりました。

1965（昭和40）年、同和对策審議会答申を受け、1969（昭和44）年の同和对策事業特別措置法制定より、国と地方が連携して事業の推進を行い、生活環境の改善が進みました。しかし、差別現象はまだまだ村内でも起こっています。

※「長吏」「穢多」「非人」などの用語は、差別的な意味で使用されてきましたが、今回は同和問題に関する歴史を正しく認識していただくために、歴史用語として掲載しています。

村民みんなで「ハートがたくさんの村」をつくりましょう。